



島根県報

令和元年10月15日（火）

号外 第 5 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

大長見ダム操作規則の一部改正

(河 川 課) 2

訓 令

島根県訓令第5号土 木 部
浜田県土整備事務所

大長見ダム操作規則（平成15年島根県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

目次中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第2条中「及び水道用水の供給」を「、水道用水の供給及び発電」に改める。

第3章中第9条の次に次の1条を加える。

（発電のための利用）

第9条の2 発電は、流入量を利用して行うものとする。ただし、発電は、貯水位が第5条に規定する常時満水位以下の場合には、第17条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えないように行うものとする。

附 則

この訓令は、令和元年10月15日から施行する。